

議案第18号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「願い出る」を「受けようとする」に改め、同項第7号中「盲学校、³⁵聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第6条第2号中「合格証明書及びその写し」を「合格証明書の写し」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 免許法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状新教育領域追加願（第1号様式の2）
- (2) 第3条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類
- (3) 特別支援学校教諭免許状

第8条に次の1項を加える。

4 免許法第5条の2第3項の規定に規定する教育職員検定（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定（新教育領域追加）願（第5号様式の2。以下同じ。）
- (2) 第1項第1号イからエまで、キ、ク及びコに掲げる書類
- (3) 特別支援学校教諭免許状

第12条第1項中「免許状の写し」の次に「又は授与証明書」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第12条の2 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定（臨時免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者にあつては、第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。

- (1) 教育職員検定新教育領域追加願
- (2) 履歴書
- (3) 身分証明書
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 身体に関する証明書
- (6) 助教諭採用見込証明書
- (7) 学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書又はこれに代わるもの
- (8) 宣誓書
- (9) 特別支援学校教諭臨時免許状

第13条第1項及び第14条第2号中「特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に改める。

第18条第1項中「又は再交付」を「若しくは再交付又は新教育領域の追加の定め」に改める。

第19条第6号を次のように改める。

- (6) 免許法別表第7関係

特別支援学校の普通免許状を受けようとする場合（免許法施行規則第18条の規定による場合）

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	
		特別支援教育に関する科目	合計
特別支援学校教諭専修免許状	3以上	15	15
特別支援学校教諭一種免許状	3以上	6	6
特別支援学校教諭二種免許状	3以上	6	6

第19条第9号を次のように改める。

- (9) 免許法施行規則第64条第2項の規定により特別支援学校自立教科教諭の免許状を受けようとする場

合

受けようとする 免許状の種類		教科の 種類	在職 年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単位数		合計
特別 支援 学校 自立 教科 教諭	一 種 免 許 状	理 療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目	3	10
				理療に関する科目	7	
	二 種 免 許 状	理 療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	15
				特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2	
		理療に関する科目	9			
		理 学 療 法	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	6
				特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2	
		音 楽	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	10
				特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2	
				音楽に関する科目	4	
特 殊 技 芸	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	10		
		特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2			
		その免許教科に係る教科に関する科目	4			

第21条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「盲学校」を「視覚障害者に関する教育の領域に係る特別支援学校教諭の免許状又は同領域の追加の定めを受けようとする者」に改め、同条第3号中「聾学校」を「聴覚障害者に関する教育の領域に係る特別支援学校教諭の免許状又は同領域の追加の定めを受けようとする者」に改める。

第25条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第1号様式中、

受けようとする 免許状の教科		を
-------------------	--	---

受けようとする 免許状の教科		に
-------------------	--	---

又は教育領域

改める。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第7条の2関係）

<p>沖縄県収入 <small>ちょう</small> 証紙貼付欄</p> <p>教育職員免許状領域追加願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">本 籍</p> <p style="text-align: center;">現 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏<small>り</small>が<small>な</small>名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>		
免許状の種類	教諭 免許状	
免許状に定められている教育領域		
追加する教育領域		
※欄は記入しないこと。		
※ 受 付	※判定	※ 不合格の理由

第4号様式注中「特殊諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第8条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 沖縄県収入 <small>ちょう</small> 証紙貼付欄 </div>	教 育 職 員 検 定 願				
沖縄県教育委員会 殿		年 月 日			
本 籍		現 住 所			
氏 名 <small>りがな</small>		⑥			
生年月日		年 月 日生			
電話番号					
免許状の種類	教諭		免許状		
免許状に定められている教育領域					
番号	授与年月日		授与権者		
追加する教育領域					
※欄は記入しないこと。					
		※ 受 付	※判定	※ 不合格の理由	

第10号様式中

所属予定学部	担当予定 教 科	
--------	-------------	--

を

所属予定学部		担当予定 教科又は 教育領域	
--------	--	----------------------	--

に

改め、同様式注中「特殊諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第19号様式中

失効、取上		理 由	
免許状種類		教 科	
免許番号	第 号	授与年月日	年 月 日

を

失効、取上		理 由	
免許状種類		免許番号	第 号
教科又は教育領域		授与年月日	年 月 日

に、

「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第21号様式中 「教 科」の下に 「又 は 教 育 領 域」 を加える。

第23号様式中

免許状の種類	教 科	免許番号	授与年月日	根拠規定
--------	-----	------	-------	------

を

免許状の種類	教科又は 教育領域	免許番号	授与年月日	根拠規定
--------	--------------	------	-------	------

に

改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条、第23条各号列記以外の部分及び第25号の改正規定は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）により教育職員免許法の一部が改正され、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状が特別支援学校の教員免許状となることに伴い、本県が免許状の授与申請手続きを具体的に定めている教育職員免許状に関する規則について、所要の改正を行う必要が生じた。

3 改正案の概要

- (1) 盲・聾・養護学校ごとの教育職員免許状を特別支援学校の教育職員免許状に改めた。
- (2) 新教育領域の追加の申請に必要な提出書類を定めた。
- (3) 特殊教科教諭免許状を特別支援自立教科教諭免許状に改め、教育職員検定の際の単位修得方法を定めた。
- (4) 条文中の文言を適切な表現等に改めた。
- (5) 規則は、平成19年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第2条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

教育職員免許状に関する規則新旧対照表	
改正案	現行
<p>(免許状授与の出席)</p> <p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 特別支援学校の普通免許状の出席にあっては、基礎資格として必要な普通免許状の写し</p> <p>(8) (9) 略</p> <p>第6条 免許法第16条の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第7条第1項に定める試験の合格証書の写し又は同規程第8条第2項に定める試験の合格証明書</p> <p>第7条の2 免許法第5条の2第3項の規定に基づき新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状新教育領域追加願（第1号様式の2）</p> <p>(2) 第3条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類</p> <p>(3) 特別支援学校教諭免許状</p>	<p>(免許状授与の出席)</p> <p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 盲学校、聾学校又は養護学校の普通免許状の出席にあっては、基礎資格として必要な普通免許状の写し</p> <p>(8) (9) 略</p> <p>第6条 免許法第16条の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第7条第1項に定める試験の合格証書及びその写し又は同規程第8条第2項に定める試験の合格証明書</p> <p>(新設)</p>

(教育職員検定の出願)

第8条 略

2 略

3 略

4 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定(普通免許状に係るものに限る。)を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定(新教育領域追加)願(第5号様式の2。以下同じ。)

(2) 第1項第1号イからエまで、キ、ク及びコに掲げる書類

(3) 特別支援学校教諭免許状

(臨時免許状の出願)

第12条 免許法第5条第5項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書の写しのみで足りる。

(1) ～ (9) 略

2 略

第12条の2 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定(臨時免許状に係るものに限る。)を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者にあつては、第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。

(1) 教育職員検定(新教育領域追加)願

(2) 履歴書

(3) 身分証明書

(4) 人物に関する証明書

(5) 身体に関する証明書

(教育職員検定の出願)

第8条 略

2 略

3 略

(新設)

(臨時免許状の出願)

第12条 免許法第5条第5項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。

(1) ～ (9) 略

2 略

(新設)

<p>(6) 助教諭採用見込証明書 (7) 学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書又はこれに代わるもの (8) 宣誓書 (9) 特別支援学校教諭臨時免許状</p>	<p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願) 第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により<u>特別支援学校自立教科教諭免許状</u>を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) ～ (9) 略 2 略</p>
<p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願) 第14条 免許法施行規則第65条の規定により検定を受けようとする者は、前条第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 略 (2) 特別支援学校自立教科教諭採用見込証明書 (第10号様式に準ずる。)</p>	<p>(特別教科の免許状の授与の出願) 第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により<u>特殊教科教諭免許状</u>を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) ～ (9) 略 2 略</p>
<p>(手数料) 第18条 免許状の授与、検定若しくは書換え若しくは再交付又は再交付又は再交付は、免許状の種類(免許教科の種類を含む。)ごとに願い出なければならない。 (単位の修得方法) 第19条 (1) ～ (5) まで略 (6) 免許法別表第7関係</p>	<p>(手数料) 第18条 免許状の授与、検定若しくは書換え若しくは再交付又は再交付又は再交付は、免許状の種類(免許教科の種類を含む。)ごとに願い出なければならない。 (単位の修得方法) 第19条 (1) ～ (5) まで略 (6) 免許法別表第7関係</p>

特別支援学校教諭の普通免許状を受けようとする場合（免許法施行規則第18条の規定による場合）

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	
		特別支援教育に関する科目	合計
特別支援学校教諭専修免許状	3以上	15	15
特別支援学校教諭一種免許状	3以上	6	6
特別支援学校教諭二種免許状	3以上	6	6

(7)～(8) 略

(9) 免許法施行規則第64条第2項の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を受けようとする場合

盲学校、聾学校又は養護学校教諭の普通免許状を受けようとする場合（免許法施行規則第18条の規定による場合）

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	
		特殊教育に関する科目	合計
盲学校教諭専修免許状	3以上	15	15
盲学校教諭一種免許状	3以上	6	6
盲学校教諭二種免許状	3以上	6	6
聾学校教諭専修免許状	3以上	15	15
聾学校教諭一種免許状	3以上	6	6
聾学校教諭二種免許状	3以上	6	6
養護学校教諭専修免許状	3以上	15	15
養護学校教諭一種免許状	3以上	6	6
養護学校教諭二種免許状	3以上	6	6

(7)～(8) 略

(9) 免許法施行規則第64条第2項の規定により盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭の普通免許状を受けようとする場合

受けようとする免許の種類	教科の種類	在職年数	特別支援教育に関する科目及び最低修得単位数	合計
一種免許状 直学校特殊教科教諭	療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3
			療に関する科目	7
二種免許状	療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3
			療に関する科目	9
二種免許状	療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2
二種免許状	療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2
二種免許状	療	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目	2
特別支援教育に関する科目及び最低修得単位数				10
特別支援教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				3
療に関する科目				7
特別支援教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				3
療に関する科目				9
特別支援教育の基礎理論に関する科目				4
特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目				2
特別支援教育の基礎理論に関する科目				4
特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目				2
特別支援教育に関する科目及び最低修得単位数				6
特別支援教育の基礎理論に関する科目				4
特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目				2

		心理等に関する科目		
音楽	5	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	10
		特別支援教育領域に関する科目のうち 心理等に関する科目	2	
		音楽に関する科目	4	
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	
特殊技芸	5	特別支援教育領域に関する科目のうち 心理等に関する科目	2	10
		その免許教科に係る教科に関する科目	4	

(人物の基準)

第21条 免許法第6条第1項に規定する人物の検定基準に関し、次の各号のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- (1) ～ (5) 略

(身体の基準)

第23条 免許法第6条第1項に規定する身体の検定基準に関し、次の各号のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- (1) 略
- (2) 強度 (矯正視力0.7以下) の視力障害のある者 (視覚障害者に関する教育の領域に係る特別支援学校教諭の免許状又は同領域の追加の定めを受けようとする者を除く。)

		理、生理及び病理に関する科目		
音楽	5	教育の基礎理論に関する科目	4	10
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
		音楽に関する科目	4	
種 二 免 状 特 殊 教 科 教 諭	5	教育の基礎理論に関する科目	4	10
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
		その免許教科に係る教科に関する科目	4	

(人物の基準)

第21条 免許法第6条第1項に規定する人物の検定基準に関し、次の各号のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- (1) ～ (5) 略

(身体の基準)

第23条 免許法第6条第1項に規定する身体の検定基準に関し、次の各号のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- (1) 略
- (2) 強度 (矯正視力0.7以下) の視力障害のある者 (盲学校を除く。)
- (3) 中度以上の聴力障害のある者 (聾学校を除く。)
- (4) 略

(3) 中度以上の聴力障害のある者（聴覚障害者に関する教育の領域に係る特別支援学校教諭の免許状又は同領域の追加の定めを受けようとする者を除く。）

(4) 略

(高等学校助教諭の臨時免許状の授与)

第25条 29年改正法附則第7項の規定により各号のいずれかに該当する者は、検定により高等学校助教諭免許状を受けることができる。ただし、第1号及び第2号に掲げる者については音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健及び家庭の教科、第3号及び第4号に掲げる者については家庭実習、工業実習、商業実習、水産実習及び商船実習の教科とする。

(1) ～ (4) 略

第1号様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 沖縄県収入 <small>ちやう</small> 証紙貼付欄 </div>	教育職員免許状授与願	年 月 日
沖縄県教育委員会 殿	本籍 現住所 <small>よ</small> 氏 <small>り</small> <small>が</small> <small>な</small> 名 生年月日	年 月 日 <small>印</small>

(高等学校助教諭の臨時免許状の授与)

第25条 29年改正法附則第7項の規定により各号の二に該当する者は、検定により高等学校助教諭免許状を受けることができる。ただし、第1号及び第2号に掲げる者については音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健及び家庭の教科、第3号及び第4号に掲げる者については家庭実習、工業実習、商業実習、水産実習及び商船実習の教科とする。

(1) ～ (4) 略

第1号様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 沖縄県収入 <small>ちやう</small> 証紙貼付欄 </div>	教育職員免許状授与願	年 月 日
沖縄県教育委員会 殿	本籍 現住所 <small>よ</small> 氏 <small>り</small> <small>が</small> <small>な</small> 名 生年月日	年 月 日 <small>印</small>

電話番号

受けようとする 免許状の種類	教諭	免許状						
受けようとする 免許状の教科 又は教育領域								
※欄は記入しないこと。								
<table border="1"> <tr> <td>※ 受 付</td> <td>※ 判定</td> <td>※ 不合格の理由</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由			
※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由						

電話番号

受けようとする 免許状の種類	教諭	免許状						
受けようとする 免許状の教科 又は教育領域								
※欄は記入しないこと。								
<table border="1"> <tr> <td>※ 受 付</td> <td>※ 判定</td> <td>※ 不合格の理由</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由			
※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由						

第1号様式の2（第7条の2関係）

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状新教育領域追加願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

本 籍 所
現 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

Ⓜ 日生

免許状の種類	教諭	免許状
免許状に定められている教育領域		
追加する教育領域		
※欄は記入しないこと。		
	※ 受 付	※ 判定
		※ 不合格の理由

第4号様式 (第3条、第8条—第15条関係)

第4号様式 (第3条、第8条—第15条関係)

実務に関する証明書						
本籍						
氏名	生年月日		昭和		日生	
	年	月	年	月	年	日
在職期間	在職年数		職名	勤務先	勤務内容(担任教科等)	
	自	至			年	月
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			

実務に関する証明書						
本籍						
氏名	生年月日		昭和		日生	
	年	月	年	月	年	日
在職期間	在職年数		職名	勤務先	勤務内容(担任教科等)	
	自	至			年	月
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			
自	年	月	日			
至	年	月	日			

上記のとおり良好な成績で勤務したことを証明する。

平成 年 月 日

所属名
所属長

印

所轄名
所轄長

印

注：特別支援学校に勤務した場合にあっては、所属学部も職務内容欄に記入すること。

上記のとおり良好な成績で勤務したことを証明する。

平成 年 月 日

所属名
所属長

印

所轄名
所轄長

印

注：特殊諸学校に勤務した場合にあっては、所属学部も職務内容欄に記入すること。

第5号様式の2（第8条関係）

（新設）

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定（新教育領域追加）願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

本 籍 所
現 住 所
氏 名
生 年 月 日

印

日 生

電話番号

免許状の種類	教諭		免許状
免許状に定められて いる教育領域			
番号	授与 年月日	授与 者	
追加する教育領域			
※欄は記入しないこと。			
	※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由

第10号様式 (第10条、第12条、第12条の2、第14条—第15条、第34条関係)

助教諭採用見込証明書	
本籍	

第10号様式 (第10条、第12条、第14条—第15条、第34条関係)

助教諭採用見込証明書	
本籍	

現住所		昭和		年月日	日生
氏名		生年月日			
採用見込年月日	平成	年月日			
所属予定学部		担当予定教科又は教育領域			
<p>上記の者は、学校経営の都合により、本校助教諭として採用（引き続き任用）予定者であることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>所属名 所属長 所轄名 所轄長 教育事務所 所轄長</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p>					

現住所		昭和		年月日	日生
氏名		生年月日			
採用見込年月日	平成	年月日			
所属予定学部		担当予定教科			
<p>上記の者は、学校経営の都合により、本校助教諭として採用（引き続き任用）予定者であることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>所属名 所属長 所轄名 所轄長 教育事務所 所轄長</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p>					

注：特別支援学校に勤務する場合は、所属予定学部も記入すること。

第19号様式 (第28条関係)

教育職員免許状原簿

氏名	性別	年月日	日生
本籍	旧本籍：		
書換	理由		
再交付	理由		
失効、取上	理由		
免許状種類	免許番号	第	号
教科又は教育領域	授与年月日	年	月 日
根拠規定			
授 学校・教育 機関の名称	年	月	日

注：特殊諸学校に勤務する場合は、所属予定学部も記入すること。

第19号様式 (第28条関係)

教育職員免許状原簿

氏名	性別	年月日	日生
本籍	旧本籍：		
書換	理由		
再交付	理由		
失効、取上	理由		
免許状種類	教 社		
免許番号	第	号	授与年月日 年 月 日
根拠規定			
授 学校・教 育機関の	年	月	日

与 条 件	名称	年 月 日 から 年 月 日 まで	割 印
	受講又は 在学期間 (場所)		
修 得 単 位	基礎資格 及び基礎 免許状 (取得年 月日)	(年 月 日)	
	教科に関する科目		
	養護に関する科目		
	栄養に係る教育に関する科目		
	教職に関する科目		
	教科(養護・栄養)又は教職に関する科目		
	特別支援教育に関する科目		

第21号様式 (第30条関係)

与 条 件	名称	年 月 日 から 年 月 日 まで	割 印
	受講又は 在学期間 (場所)		
修 得 単 位	基礎資格及 び基礎免 許状(取得 年月日)	(年 月 日)	
	教科に関する科目		
	養護に関する科目		
	栄養に係る教育に関する科目		
	教職に関する科目		
	教科(養護・栄養)又は教職に関する科目		
	特別支援教育に関する科目		

第21号様式 (第30条関係)

(教 育 職 員) 助 教 諭 免 許 状

割 印 本 籍 氏 名

年 月 日 生

右の者に教育職員免許法第五
 科の定めるところにより(左記の教
 諭免許状を授与する

(記)

(教 科)

年 月 日

冲 縄 県 教 育 委 員 会 印

番 号

第23号様式 (第32条関係)

証 第 号

教 育 職 員 免 許 状 授 与 証 明 書

本 籍 氏 名

(教 育 職 員) 助 教 諭 免 許 状

割 印 本 籍 氏 名

年 月 日 生

右の者に教育職員免許法第五
 科の定めるところにより(左記の教
 諭免許状を授与する

(記)

(教 科 又 は 教 育 領 域)

年 月 日

冲 縄 県 教 育 委 員 会 印

番 号

第23号様式 (第32条関係)

証 第 号

教 育 職 員 免 許 状 授 与 証 明 書

本 籍 氏 名

年 月 日生

上記の者に下記免許状を授与したことを証明する。

免許状の種類	教科	免許番号	授与年月日	根拠規定

年 月 日

沖縄県教育委員会

年 月 日生

上記の者に下記免許状を授与したことを証明する。

免許状の種類	<u>教科又は 教育領域</u>	免許番号	授与年月日	根拠規定

年 月 日

沖縄県教育委員会